

平地村と平地新田

平成27年11月15日

半田市立博物館

平地村は寛文4年開拓

申年免定 平地村

一言申付候に右の事候

右庄屋小尺証立会

三ツツ七分

右庄屋小尺証立会以来云分

なきやう尔無高下致割符

急度可皆納也

寛文申十二年三月廿日

飯久左衛門

中と右衛門

申年免定(めんじょう) **平地村**

一高式百四拾三石九斗六升五合

取九拾石式斗六升八合

高三ツ七分

右庄屋小尺証立会以来云分

なきやう尔無高下致割符

急度可皆納也

寛文八申十二月三日

福八郎右衛門印

飯久左衛門印

中と右衛門印

寛文9年に乙川村に併合

百年免定
平地新田

一言此百石拾三石九斗五升

取九拾七石五斗八升六合

高四ツ取

右庄屋小百姓立合無高下

致割符急度可皆納也

寛文九年正月

大伴左衛門

印

西年免定

平地新田

一 高貳百拾三石九斗六升五合

取九拾七石五斗八升六合

高四ツ取

右庄屋小百姓立合無高下

致割符急度可皆納也

寛文九酉十一月五日

鈴彦左衛門

大伴左衛門

印

庄屋百姓中

寛文十年の免定書

戊午免定 山川地

志賀百石拾石九斗上米各

石百九石七斗八米各

志賀町下

右石倉小百石立合米各

石百石下米各

志賀町下米各

寛文十年十月廿日 福江

大津屋

志賀町中

- 寛文4年(1664年)平地村が始まった
- 寛文9年(1669年)平地村は乙川村に併合され、平地新田となった
- 併合された後も、江戸時代を通じて、平地新田には庄屋(現在の村長)が置かれ、枝郷であるが、村(一村)の行政機能はあった
- 平地村(平地新田)は標高が高かったなので、当初、七本木池の水を田に引くことができなかった。
- 乙川村本郷と平地村(平地新田)は、そのことを図って、七本木池の中ほどに堤防を築いた。その後、七本木池上池、下池と称された。
その年代は不詳。
- その後、上池の水は、平地村(平地新田)に引くことができた。

- 通常「溜池」と言われるが、この資料では「雨池」と言う。
- 本田、大縄場の用語：本田は、慶長年間の検地以前にあった田畑、その後が開墾された田畑は新田と称されるが、この資料では、大縄場(大縄地)と記されている。
- 大縄場(大縄地)は新田の意味、新田の開墾は「だいたいこの場所を開墾してよい」と許可があり、年貢もおおざっぱに決められたため大縄場(大縄地)と言われた。
- 七本木上池の用水は、旱魃時には、下池に落とす(流す)取決めになっていた。
- 少なくとも1回、平地村(平地新田)は、旱魃時に下池に落とすことを拒否したことがある。→明治7年平地新田が分村の願いをした時、このことを最も恐れていた。
- 村の各種の工事(海岸の堤防、河川・雨池の堤防、橋、杵、道路等)費用は、村全体で負担した。

平地新田分村申請経過

1. 明治7年8月：平地新田惣代竹内善七氏他が愛知県に分村申請
理由：元は平地村であり、江戸時代は枝郷ではあるが、庄屋も置かれ村として機能していた、今は本郷の役場まで遠い
2. 明治7年8月：乙川村本郷代表者、平地新田の申請に奥印しない訳を県に上申
3. 明治7年11月：乙川村本郷惣代、平地新田の分村申請書の取下願出
4. 明治7年12月14日：愛知県は、分村は許可しないが、事務の分離の許可を発令
5. 明治7年12月23日：乙川村本郷、平地新田連名で事務分離の報告書提出
6. 明治8年11月：事務分離に伴って、地租改正事務が進まないのも事務を約定どおり果たすことにつき裁判
7. 明治8年12月：乙川村本郷より、事務分離により村内に不平を言うものが多く、騒動になりかねないとの上申書
8. 明治9年2月：乙川村本郷、平地新田連名にて事務分離による村内の不平感や地租改正が進まないことを理由に事務分離の取下げ申請

七本木池 航空写真



事務分離内容

- 堤防橋梁事務：本郷と平地新田が立合
- 戸籍簿
- 地券買係の書類
- 村費の分担(分けて持つ)
- 雨池の事：上池は平地新田が工事負担、旱害の時は上池から下池に用水を落す
- 大事件の時は本郷・平地新田協議して当たる
- 上納金(税務)は本郷がとりまとめる

古文書勉強会 平地新田分村騒動

平成27年11月
半田市立博物館

報答

当村平地新田分離一村獨立仕度願面
差出候處私共檢印不仕訳者一躰
分別江付而者地理錯雜混淆仕境
界難分場所有之第一耕地要水
之儀字七本木上下池式ヶ所之内尋
常之年柄八上池之分右新田耕地
用水二為相用候得共旱魃等之節者

報言

尚村平地新田分離一村獨立仕度願面
差出候處私共檢印不仕訳者一躰
分別江付而者地理錯雜混淆仕境
界難分場所有一才一耕地要水
之儀字七本木上下池式ヶ所之内尋
常之年柄八上池之分右新田耕地
用水二為相用候得共旱魃等之節者

上池ノ水下池江引落シ本村本田之
要育水二相用候規則ニ御座候尤去月
平地新田竹内善七始之者共分村願
書江奥印依頼申出候に付其段当村
高下之百姓共江示談候處決而奥印
不致様一同之者断然申聞候付善七始江
奥印相断候共事由左二
乙川村根源要水

上池ノ水下池江引落シ本村本田之
要育水ニ相用候規則ニ御座候尤去月
平地新田竹内善七始之者共分村願
書江奥印依頼申出候に付其段当村
高下之百姓共江示談候處決而奥印
不致様一同之者断然申聞候付善七始
奥印相断候共事由左二
乙川村根源要水

一字七本木池

右者当村本田始大繩場二至迄耕田
保育要水池之由往昔ヨリ聞傳罷在候
当村平地新田開墾仕候得共地高之
地理二而右池之要水引涉シ候儀不
行届依之右七本木池之内地高之
所二而堤築立二段二水ヲ困ひ候ハバ
開発新田江用水引涉十全併水源

一字七本木池

右者南村本田始大繩場二至迄耕田
保育要水池之由往昔ヨリ聞傳罷在候
南村平地新田開墾仕候得共地高之
地理二而右池之要水引涉シ候儀不
行届依之右七本木池之内地高之
雨ニ而堤築立二段二水ヲ困ひ候ハバ
開发新田江用水引涉十全併水源

山林溪水落込口二而根元之池必用之
施池二而候得共右新田膠漆之情寒
難悪次第二付奉願上池ヲ高底之
式ツ二分此時ヨリ字七本木上池卜称シ
尤堤防費用村中一同より差出尔今
至リ破壊等有之節八村中ヨリ補繕仕
池水ハ一体之耕地工引涉シ候主意二
御座候潤雨有之年柄ハ故障無之

山林溪水落込口ニ根元ノ池必用ニ
絶地ニ引込右新田膠漆ノ情寒
難悪次第ニ付奉願上池ヲ高底ニ
式ツニ分此時ヨリ字七本木上池卜称シ
尤堤防費用村中一同ヨリ差出尔今
至リ破壊等有之節八村中ヨリ補繕仕
池水ハ一体ノ耕地ニ引涉シ候主意ニ
御座候潤雨有之年柄ハ故障無之

候得共旱魃之節分村独立之

廉ヲ以右上池要水分頒等江付

彼是差拒差起り候而者心配至極ニ

奉存候是非分村仕度候ハバ昔年ニ

不相替從來仕来之通耕田要水差

支無之様取斗吳候様致シ度此段

奉申上候也

此以先旱魃之節分村揚之

廉ヲ以右上池要水分頒等江付

彼是差拒差起り候而者心配至極

奉存候是非分村仕度候ハバ昔年ニ

不相替從來仕来之通耕田要水差

支無之様取斗吳候様致シ度此段

奉申上候也

第七大区二小区乙川村

副戸長

明治七年八月

伊藤精一郎

石川藤兵衛

竹内惣九郎

稻生八左衛門

鷺野与右衛門

伊東卯八

印

印

印

印

第七大区二小区乙川村

副戸長

明治七年八月

伊東精一郎

石川藤兵衛

竹内惣九郎

稻生八左衛門

鷺野与右衛門

伊東卯八



上志也市之故佳書也
二四年之流と拂取早魁と
通也と高木と池と
准之平地新田
帝納之在也
江村也池と
共案也

了合熟從一
池之可也
同時
後古
志下

知事郡并村長

子方

格浦善治郎

〃

記兵衛

〃

友右衛門

〃

藤三郎

〃

武平

〃

長作

愛知

知事

善江七

〃

万五七

〃

八在脚

〃

平作

〃

法七

〃

法七

〃

二平

〃

忠三郎

柳京
法七

乍恐連印ヲ以御請書奉差上候事

当年之儀者稀成旱魃二而用水

逼廻(塞力)二付七本木上池下池江引落先
例二准シ平地新田江申談候處人氣区シ
二而納得不仕依之今般出役被成下

候者御利(理力)解被下置勿論村中一躰

江付候当池之儀元来本末之間柄双方

共実意を以以後故障無之様篤与

申合熟談可仕旨被仰渡難有奉存

就而之以来右旱損之節双方役前立会

上池ヨリ用水為引落可見斗候筈二而熟

談相懸し候右者全御威光故

連印ヲ以御請書奉差上候以上

子六月 知多郡乙川村庄屋

杉浦善次郎

組頭 作兵衛 他

柳原

御役所